

宮本中学校 生活のきまり

船橋市立宮本中学校

施行：令和7年4月

きまりの位置づけ

誰もが安心・安全で気持ちよく生活するための共通のきまり

きまりの意義

自らを律し、きまりを遵守する姿勢を育む

上記の位置づけ・意義を受けて、以下の生活のきまりを施行する。

服装・身だしなみ等

1 制服等

①制服

学校指定の紺色のブレザー・グレーのスカートもしくはグレーのズボン

※スカート丈は、立位時、膝がかくれる程度の長さとする。

②Yシャツ

白色とする。Yシャツの下には、体操服か白地のTシャツもしくは長袖シャツでハイネックでないもの（ワンポイントは可）を着用する。

③ネクタイ・リボン

緑とエンジのストライプ。Yシャツの第1ボタンをきちんと留め、フォック式のネクタイ・リボンを付ける。

④靴下

色は白・黒・紺・グレーで足首が隠れるもので、ワンポイントは可とする。

⑤夏季期間（クールビズ期間）〈5月1日～10月31日〉

・5月1日～10月31日の期間は夏服および体操服・ジャージでの登校を許可する。

・夏服は男女ともに白のYシャツ、ズボン、スカートを着用する。

※ネクタイ、リボンはつけなくてもよい。Yシャツの第1ボタンのみ開けてもよい。

※ブレザーを着用する際はネクタイ、リボンは付ける。

※クールビズ期間は朝登校したら体操服・ジャージに着替える。

⑥冬季期間（ウォームビズ期間）〈11月1日～4月30日〉

・Vネックのセーターの着用してもよい。色は紺・黒・グレー・茶とし、無地でワンポイントは可とする。

・防寒着の指定は特にないが、色は紺・黒・グレー・茶とし、無地とする。

・マフラー、手袋の着用も許可する。

※防寒着およびマフラー・手袋については登下校のみとし室内では着用しない。マフラー・手袋は昇降口で着脱する。

※ベンチコートの使用は認めない。但し、部活動中は顧問の指示があった場合のみ許可する。

・タイツ使用は認めているが、体操服で過ごす場合はタイツが見えないように着用する。

2 名札・上履き・体操服

①名札

制服の指定の場所に必ず付ける。紛失したら場合、担任に申し出て、すぐに注文する。(1個320円)

②上履き・体育館シューズ

学年カラーの入った上履きと体育館シューズは兼用で学校指定のものとする。

※かかとの部分に名前を記入する。

1年：赤	2年：青	3年：緑
------	------	------

③ジャージ、体操服

・ジャージ、体操服ともに学校指定のものを着用し、名前を付ける。またネームシールを着用する。

※体操服はきちんとハーフパンツの中に入れる

・部活動の練習着については、各部の顧問の指示に従う。

3 頭髪等

清潔感のある学習の場にふさわしい頭髪とする。また化粧はしてこない。

※目にかかる前髪はピンで止める。

※肩より長い髪は1つか2つにしっかり束ねてゴムで結ぶ。

※整髪料・パーマ・染色・脱色は禁止とする。

1日の生活の流れ

登校

- ・部活参加者は、6：55以降に門を通過する。また、朝の活動のない生徒は7：55以降に登校する。
- ・部活動終了後は速やかに移動・準備し、8：15に朝読書を始められるようにする。
- ・8：05から8：15までは職員室前廊下の通行を禁止する。
- ・学校への欠席連絡は原則、8：00までに欠席フォームで連絡、もしくは8：00以降に保護者から電話をする。
- ・遅刻して登校した場合は、必ず職員室に寄ってから教室へ向かう。

朝の会

- ・8：15には読書を始める。
- ・午前中に技能教科があるクラスは朝読書前に着替える。

授業

- ・保健室を利用する時は必ず学年職員もしくは保健委員へ伝える。また保健委員は教科担任へその旨を確実に連絡する。
- ・体育の見学は保護者に用紙に記入してもらい、担任の先生と教科の先生に提出する。

休み時間（昼休み）

- ・廊下は移動の場合のみ使用する。(廊下で遊ぶことや、通行の妨げをしない)
- ・他のクラスに入ることはしない。
- ・授業や委員会、係の用事があるとき以外は、他のフロアには行かない。
- ・トイレの利用については、原則、以下の場所を使用する。
 - 1年生：1棟3階トイレ、3階大廊下トイレ
 - 2年生：1棟2階トイレ、2階大廊下トイレ
 - 3年生：3棟2・3階トイレ
- ・昼休み中は給食終了のチャイム以降、校庭を使用しても良い。(外で遊ぶ場合は、体操服に着替えてから遊ぶ)
- ・昼休み中に全員体操服に着替える。(清掃カットの場合は着替えない)
- ・昼休みの体育館の使用は禁止とする。

帰りの会

- ・制服への着替えは、帰りの会終了後に行う。（部活動の生徒は着替えなくて良い）
- ・委員会は制服で参加する。（委員会後、部活動に参加する生徒は、活動場所で体操服に着替えます）
- ・帰りの会終了後、原則教室に戻らない。
- ・帰りの会終了後、10分で一般生徒下校とする。（学級優先日を除く）
- ・上履きは下駄箱の上の段にしまう。

その他

- ・生徒証は常時持ち歩くこと。紛失したら場合、担任に申し出て、すぐに注文する。（再発行550円）
- ・帰宅後は制服から普段着に着替えてから外出する。
- ・不要物（携帯電話、ゲーム類、漫画本、カッターやナイフ類等）は持ってこない。
- ・水筒は持ってきても良いが、中身はお茶か水、スポーツ飲料に限る。また、ペットボトルケースに入れて持参しても良い。
※ランチルームでは牛乳が飲めない者だけ持ち込みを許可する。
- ・原則、2棟1階の通行はできない。（顧問や先生がついている場合のみ通行可）
- ・短縮日課で早帰りの時は15時まで家庭学習をし、外出しない。
- ・物の貸し借りはしない。（自分の物には名前を記入しましょう）
- ・通学靴は特に指定はないが、体育の授業は運動靴で行うので、運動靴を履くことを推奨する。
- ・通学バックは学校指定のものとする。カバンの目印のキーホルダーは1つまで付けてもよい。
- ・1度登校したら、忘れ物をしても校外に出ない。
- ・原則としてネクタイ、リボン、上履き（個数に限り有）以外の物品の貸し出しはしない。忘れ物については、家庭に連絡して届けてもらう。
- ・弁当持参の場合は、登校途中で購入することは認めない。
- ・部活動で遅くなっても、最終下校時刻は守る。

最終下校時刻一覧（学期中における活動）

月	3～9月	10月	11～1月	2月
最終 下校時刻	18:00	17:30	17:00	17:30

校則の見直し

校則の見直し（追加や変更等）がある場合、以下の手順で進める。

月	行 事	見直しの流れ
4月中		きまりの見直しの要望がある旨を担当および学評に伝える。
5月上旬	学級優先日	要望のあった学級にて協議 ⇒協議のうち学級の3分2以上の要望があれば、学評が生徒会本部に請願書を提出する。
5月中旬～下旬		生徒会本部および生徒指導部会で協議し、必要があると認めた場合、全校で1週間の施行期間を設ける。 ⇒施行期間終了後、全校でアンケートを実施し、2分1以上の要望で生徒会本部から生徒総会で要望の決議案を提出する。
5月末	生徒総会	生徒総会にて見直しの要望を決議する。
6月以降		校則検討委員会（校長、教頭、教務、生徒指導主事、各学年主任、養護教諭、生徒代表）にて協議⇒施行